

標準見積書の作成で

2024年4月 建設業に働き方改革関連法が全面適用

# 正しく計算



# しっかり請求

適正な賃金と法定福利費・工期を確保しよう



## 国・業界も賃上げを目指しています

国・業界団体が建設技能者の賃金について、概ね2%以上引き上げ実現を目指すことで一致。適正な労務費の確保が求められています。

## 変えよう 低賃金・長時間労働

残業時間の上限規制等が建設業にも適用されます。建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録・普及促進で、現場従事者の賃金・労働環境を改善して若者が働き続けられる建設業へ。

## 適切な社会保険加入が 建設業許可の要件化に

技能者の適正な雇用、法定福利費の確保のため、標準見積書による請求・要求が必要です。

# 現場従事者の賃金・単価の引き上げに向けて

建設業における「適正取引」を目的として、「建設業法」が定められています。建設業法に違反した場合、行政による指示処分、営業停止、許可の取り消し、罰金などの処分が行われます。処分の対象は、建設業許可業者だけでなく、許可を持たない「建設業を営む者」も対象となる内容もあります。

法令順守を根拠とした要求・請求に確信を持って取り組み、賃金・単価の引き上げ、法定福利費確保を実現していきましょう。

→一人親方の見積作成は7ページ



## 「標準見積書」作成で、法定福利費を明示 適正な請負代金・工期確保を実現しよう

### 1 見積書作成が求められています

建設業法 20 条 (建設工事の見積り等)

「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう

努めなければならない」と定めています。さらに、「建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない」としています。

### 2 対等な立場での契約はあたりまえ

建設業法 18 条 (建設工事の請負契約の原則)

「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意にもとづいて公正な契約を締結し、信義に従って

誠実にこれを履行しなければならない」と定め、建設工事の請負契約の原則を示しています。

### 3 工事着工前の書面契約が大前提

建設業法 19 条 (建設工事の請負契約の内容)

「契約の締結に際して金額・内容・工期等を書面に記載し、署名または記名押印して相互に交付しなければならない」としています。また、請負契約の内容を変更する時(追加・

変更工事)は、変更内容を書面に記載し、追加・変更工事の着工前に、署名又は記名押印をして相互に交付する必要があります。

### 4 原価割れは建設業法違反です

建設業法 19 条の 3 (不当に低い請負代金の禁止)

「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない」と規定し、注文者(施主、元請、上位企業)が請負人(下請)に対して、不当に低い請負代金を強いるこ

とを禁止しています。

※特に元請下請契約における公正取引の根拠になる条文・規定です。

※法定福利費・安全経費等の「必要経費」は、「通常必要と認められる原価」です。

### 5 適正な工期確保で余裕ある働き方を

建設業法 19 条の 5 (著しく短い工期の禁止)

「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」と規定し、工期についても著しく短い工期での請負契約を禁止し、適正工期の確保を求めています。

「著しく短い期間工期の基準」について国交省は、「原則

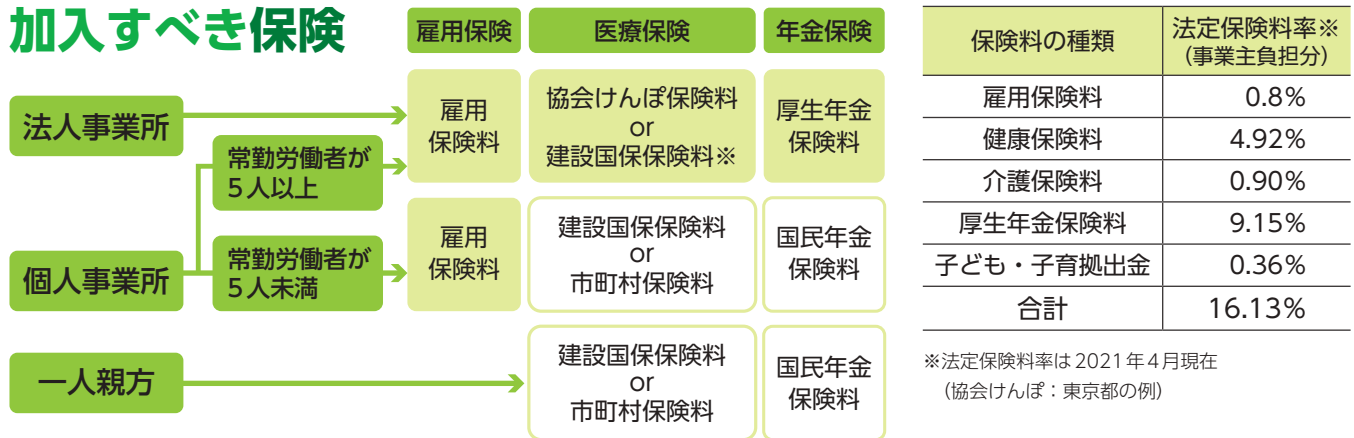
月 45 時間、年 360 時間を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、『著しく短い工期』であると判断される※)とされています。

※国交省中央建設業審議会「工期に関する基準」

# 法定福利費を請求しよう

法定福利費とは、法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料(健康保険・厚生年金・雇用保険)です。

## 加入すべき保険



※健保適用除外承認事業所の場合

健保適用除外承認を受けて加入した「**建設国保**」と「**厚生年金**」への組み合わせは「**適法**」です

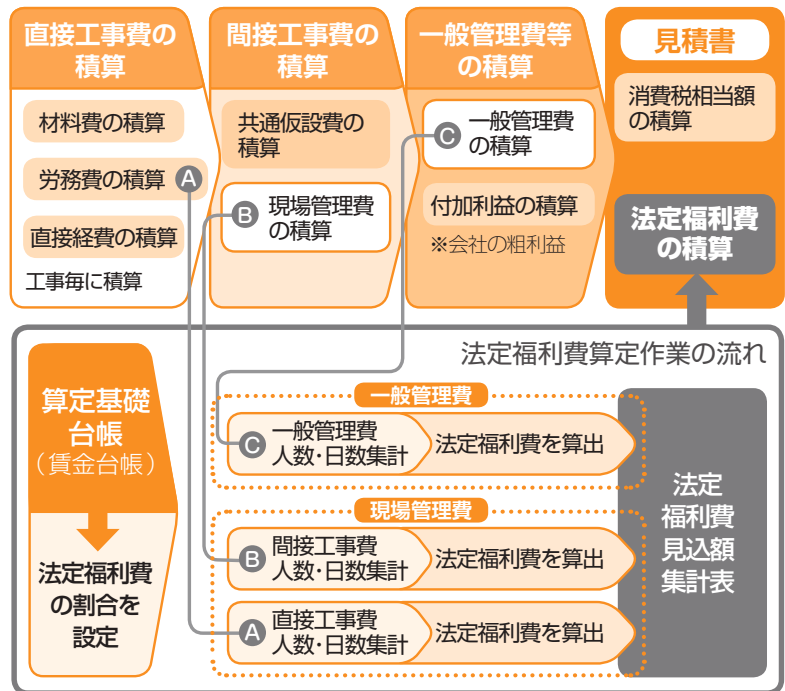
健保適用除外承認を受けて、建設国保に加入および厚生年金をかけることは適法です。あらかじめ協会けんぽに入り直す必要はありません。

国土交通省も適法であることを通知やガイドラインで周知徹底しています。

※2012年7月30日付通知、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2020年10月改訂)」

## 請負工事費見積作業全体の流れ

- ▶現場労働者、現場管理者(従業員)の法定福利費は「**現場管理費**」に含めます。
- ▶会社従業員(事務員等)の法定福利費は「**一般管理費**」に含めます。
- ▶請負契約に係る工事費は、消費税の課税対象となるのが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱います。



## 諸経費の費目例

費目名	内容
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員(作業員)給与手当、施工図等作成費、退職金、 <b>法定福利費</b> 、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、その他
一般管理費	役員報酬、従業員(事務員)給与手当、退職金、 <b>法定福利費</b> 、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代・家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費、雑費
	営業利益



# 法定福利費の計算は3つのステップで

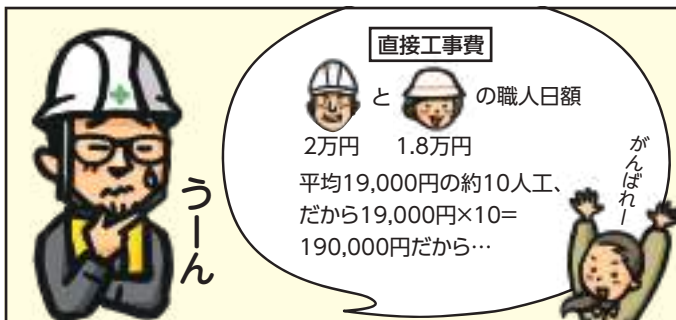
## ステップ 1 法定福利費の把握を



使用する現場労働者・従業員の法定福利費を個人レベルで把握することから始めます。賃金台帳等から、一人ひとりの雇用、医療、年金の各保険料の本人と事業所負担額(日額)を表にします。ここから事業所負担額を集計しますが、雇用保険+協会けんぽ+厚生年金の組み合わせなら、賃金(労務費)の約16%が事業主負担額の目安です。

※健保適用除外承認を受け、厚生年金に加入している事業所で、建設国保の保険料の一部を事業主が負担している場合も同様に集計します。ただし、国保料の事業主負担額は税法上、給与賃金として扱われます。

## ステップ 2 工数(労務費)を割り出す



直接工事に携わる現場労働者の工数に、法定福利費の単価を掛けます。労務費の合計×法定福利费率(16%)でも構いません。現場管理者(監督)を置く場合も同様に計算します。現場労働者と現場管理者の法定福利費は現場管理費に計上します。

※全建総連には様々な業種の組合員が加入しているため、工数から法定福利費を積み上げる方式としています。専門工事業団体のなかには、標準歩掛を決め、工事の数量あたりの法定福利費を求める方式もあります。

## ステップ 3 他の経費も含める



工事に直接携わらない、社長(役員)や事務職員の給与や法定福利費は、その他の会社経費と同様に一般管理費に計上します。計算手順は同様です。計算した自社の法定福利費に、下請の法定福利費を加えて、見積書に「法定福利費」として明記します。経費の把握は会社の決算や所得とりまとめ帳等から、家賃、光熱費など年間の経費を集計し、売り上げで案分して一般管理費を算出します。労災保険料や建退共は現場管理費として計上します。

パンフレットの解説は大まかな内容で、経費についての考え方も様々です。専門工事業団体が作成した「標準見積書」等も参考にしてください。

- ① 町場の工務店などでは一般管理費の割合が高くなることもあり、材・工の見積額に一般管理費分を載せて、その他を諸経費として表示している例も多く見られます。
- ② 同様に、施主に「法定福利費」を明示することに疑問も示されていますが、必要な法定福利費を把握して、支払いを受けることができれば、明示にこだわるものではありません。
- ③ その場合でも、各職・下請業者から「法定福利費」を明示した見積りの提出を求める必要があります。

# 法定福利費の基本的な算出方法の例

手順  
1

材料費、労務費や一般管理費等を、  
工事業種や各事業所の実情に合わせて算出する

見積の内訳	
項目	金額
①材料費	200,000 円
②労務費	530,000 円
③一般管理費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	73,000 円
小計	803,000 円

①材料費			
	数量	m単価	合計
材料費	200	1,000 円	200,000 円

②労務費				
	人工数	単価	合計	備考
A 職長	6	20,000 円	120,000 円	42歳
B 職長	5	18,000 円	90,000 円	45歳
C 作業員	5	17,000 円	85,000 円	30歳
D 作業員	5	15,000 円	75,000 円	65歳
E 作業員	4	15,000 円	60,000 円	47歳、 建設国保
F 作業員			100,000 円	一人親方
合計	-	-	530,000 円	

③一般管理費	
(材料費 200,000 円 + 労務費 530,000 円) × 10%	

一般管理費の判断基準は、

- 過去の実績に基づく経験値
- 各専門工事業団体毎に公表している標準見積書の割合等の妥当かつ適切な割合による

手順  
2

算出した労務費に法定保険料率を乗じて  
法定福利費を算出します

① × ②

保険料の種類	①法定保険料率 (事業主負担分)	対象者 (職長・作業員)	②対象金額(単位:円) (労務費)	法定福利費
雇用保険料	0.8%	A、B、C、D、E	430,000 円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	3,440 円
健康保険料	4.92%	A、B、C、D	370,000 円 (120,000+90,000+85,000+75,000)	18,204 円
介護保険料	0.90%	A、B	210,000 円 (120,000+90,000)	1,890 円
厚生年金保険料	9.15%	A、B、C、D、E	430,000 円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	39,345 円
子ども・子育て 拠出金	0.36%	A、B、C、D、E	430,000 円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	1,548 円
合計	-	-	-	64,427 円

※法定保険料率は東京都の例(2021年協会けんぽ)

※下請の一人親方は、雇用関係にないので法定福利費の事業主負担は無し。

※雇用保険料は高齢労働者も納付が必要です。

※介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、C作業員分とD作業員分は負担なし

※「健保適用除外による建設国保加入」の作業員Eは、雇用保険、厚年、子ども・子育て拠出金の法定福利費は発生します。建設国保の保険料の一部を事業主が負担している場合は、事業主負担分を法定福利費相当額として算出。

作業員Eは各事業所の  
実情に応じて法定福利  
費相当分として算出

# 見積書の書式を確認しよう！

## 「法定福利費」と「工期」を必ず明示！ 「感覚」ではなく「正確」な見積りを



組合員の多くは材・工共で直接工事費だけの見積書を作成しており、現場管理費や一般管理費に相当する部分を見積書に明記していないのが常態です。

見積時から適正な法定福利費・労務費と工期を確保するには、自社・下請を含めて労働者の賃金・社会保険の状況を「賃金台帳」によって把握し、直接工事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金から法定福利費を正しく積算し、根拠を発注者に示すことが必要です。

工事発注者(施主)、元請・上位企業に提出する標準見積書の構成と書式は、様式1による「見積書」と様式2による「見積内訳書」とし、下請企業にも同様の標準見積書の提出を依頼します。

### 例1 見積書(様式1)

**御見積書**

〇〇株式会社御中

見積日 年 月 日  
見積番号

工事件名 \_\_\_\_\_  
工事場所 \_\_\_\_\_  
見積金額 \_\_\_\_\_円 (税抜金額)

上記のうち法定福利費  
事業所負担額 \_\_\_\_\_円 **法定福利費は別枠で明示**

消費税等 \_\_\_\_\_円  
税込金額 \_\_\_\_\_円

当該工期 自 年 月 日  
至 年 月 日 **工期・工程関係も明示**

工事をしない日 曜日  
工事をしない時間帯 時 ~ 時

支払条件 \_\_\_\_\_  
見積有効期限 年 月 日  
その他 \_\_\_\_\_

上記のとおり御見積申し上げます。

〒169-0000 東京都新宿区 ●●●●2-7-15  
株式会社 ●●●●建設  
代表取締役 ●●●●  
連絡先 TEL03-9999-9999 FAX03-9999-0000  
担当 ●●●●

### 例2 見積内訳書(様式2)

**見積内訳書**

工事件名 \_\_\_\_\_

構成	工種等	金額(円)	備考
直接工事費	材料費	〇〇〇〇	
	〇〇〇〇工	〇〇〇〇	
	〇〇〇〇工	〇〇〇〇	
	計	〇〇〇〇〇	うち労務費見込額〇〇円
間接工事費	共通仮設費	〇〇〇〇	
	現場管理費	〇〇〇〇	法定福利費・労務費は別枠で明示
	計	〇〇〇〇	
一般管理費等		〇〇〇〇	
	合計	〇〇〇〇〇	うち法定福利費見込額〇〇円※
(消費税相当額)		〇〇〇〇	
	総計	〇〇〇〇〇	

※社会保険等(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)の事業主負担見込額、健保適用除外となる者に係る建設国保保険料を事業主負担している場合はその見込額の合計額。





# 一人親方も処遇改善に向けて要求・請求しよう

一人親方の社会保険料負担は、「事業主負担でなく本人負担」とされ、「標準見積書」による法定福利費の内訳明示の対象外ですが、相当額を処遇改善の為に請求・確保する必要があります。

一人親方が、請負で仕事を行う場合は、個人事業主

として部位別に材料、施工費等諸経費を計上して見積・契約・請求を行います。資材等を支給されて「㎡単位による出来高」で請負をする場合の社会保険料負担と諸経費等の請求について、考え方の例を示します。

項目	摘要	保険料/月	平均月稼働日数	1日あたり金額(例)
法定福利費相当額	① 社保/建設国保	36,400円※例	21日	1,733円
	② 社保/国民年金	16,610円※例		791円
現場管理費	③ 社保(労保)/一人親方労災	年間保険料を365日で除す(例) 給付基礎日額 2.5万円		475円
	④ 建退共	—	—	320円
一般経費	⑤ 道具損料、車両償却費、燃料、交通費、安全衛生経緯費、研修費、通信費等	※各自の実情に応じた年間実績額を年間稼働日数により除す		2,400円



- ① 建設国保料と ② 国民年金保険料は「**直接工事費**」に計上
- ③ 一人親方労災保険料と ④ 建退共証紙代は間接工事費の「**現場管理費**」に計上
- ⑤ その他諸経費については、実績等による換算金額を「**一般管理費等**」に計上

## 記入例 一人親方の社会保険料&諸経費込み見積書

構成	工種等	数量(㎡)	単価	金額(円)	備考
直接工事費	木工事代	30㎡	30000	900,000	想定日数 20日
	①	20日	1733	34,660	社保負担分(建設国保)
	②	20日	791	15,820	社保負担分(国民年金)
	計			950,480	
間接工事費	共通仮設費				
	現場管理費 ③+④	20日	795	15,900	一人親方労災保険料・建退共証紙代
	計			15,900	
一般管理費等	⑤	20日	2400	48,000	実績換算による
	合計			1,014,380	うち法定福利費相当見込み額〇〇円(①②③④を勘案)
(消費税相当額)		1,014,380	10%	101,438	
	総計			1,115,818	

御見積書	
(株)〇〇建設御中	
工事件名	建設 太郎 邸 改築工事
工事場所	新宿区高田馬場 2-7-15
見積金額	<b>1,014,380円</b> (税抜金額)
工期	年 月 日 ~ 月 日
工事をしない日	曜日
工事をしない時間帯	時 ~ 時
※上記のうち法定福利費相当額	円
消費税等	101,438円
税込金額	<b>1,115,818円</b>
上記の通りお見積もり申し上げます	
ぜんこく建設 代表 ●●●●	

※目安として「木工事代90万円+税」に社保負担分・諸経費等で **+約13%** の請求が目安となります

一人親方の処遇改善には

## 必要経費を含めた適正な報酬額(単価)で見積り・契約を

雇用されている(同種の)職人の賃金額と比較して上乗せさせるべき必要経費の例

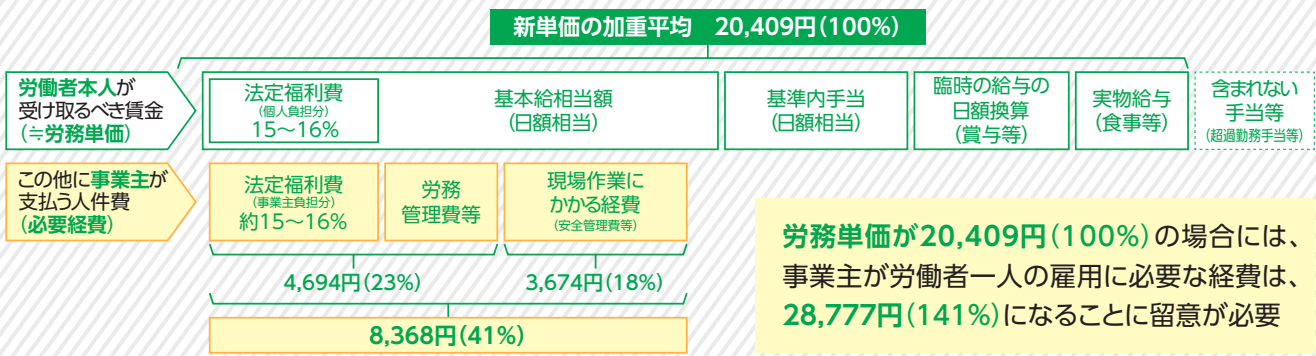
- 社会保険料(国民健康保険、国民年金)
- 一人親方労災特別加入の保険料
- 建設業退職金共済の費用
- 持ち込む資材の費用、機材の償却費用等
- 安全衛生経費
- 交通費等
- その他必要経費等(熱中症や感染症対策の費用)

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」第10条では、「国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従業者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これらが着実に履行されるよう、建設工事従事

者の安全及び健康の確保に関する経費(建設工事従事者に係る労働災害補償保険の保険料を含む。)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。」と明文化されています。

# 国土交通省が「雇用に伴う必要経費(41%)」を明示

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係 (国土交通省公表資料 2021年)



- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定  
→例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

## 建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用した労務費の明示・見積り尊重などの動き

CCUSの能力評価に応じた賃金が支払われる環境づくり 技能者の技能・経験に応じた労務費見積りと尊重

- 標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、CCUSの能力評価に応じた賃金が支払われる環境づくりが国・業界団体等で促進されています。
- CCUS能力評価実施団体では、CCUSレベル別の目標年収設定などの取り組みが進められています。

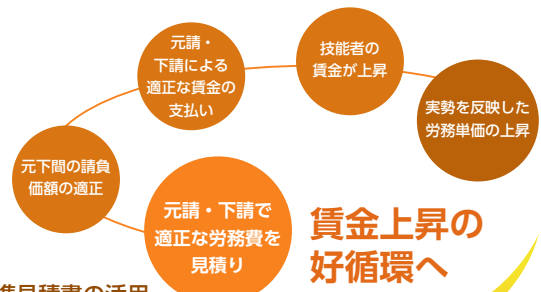
### 国交省「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(2021年12月1日付通知)

#### 【下請企業への要請】

- ▶労務費や法定福利費の内訳明示等(想定人工の積上げによる積算と明示に努める)
- ▶可能な場合は技能者の地位や能力に応じた積算を具体的に示す

#### 【元請企業への要請】

- ▶法定福利費及び労務費の見積り尊重(想定人工の積上げによる積算や技能者の技能等に応じた見積りは特に尊重)、その他経費による減額調整の抑止



標準見積書の活用  
技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り  
元請による見積りの尊重(必要な法定福利費・労務費)その他経費の確保

賃金上昇の好循環へ

技能・経験に応じた賃金要求を



#### 技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例

(㎡あたり)

	〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長(CCUSレベル3・4相当)	〇人工		〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等(CCUSレベル1・2相当)	〇人工		〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
		総額		〇円

## ひとりひとりの「要求・請求」が賃金運動の原点です

全建総連は仲間の賃金・単価の引き上げ、法定福利費等の確保、適切な社会保険加入・働き方改革の推進に取り組んでいます。建設現場従事者の処遇改善を実現するために、ひとりひとりが組合に結集し、団結して標準見積書を活用した「要求・請求」の声を挙げ、行動を起こしていきましょう。



全国建設労働組合総連合  
賃金対策部

<https://www.zenkensoren.org>

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15

Tel.03-3200-6221